

大津市認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業



大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは、

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合において、これを補償するための保険です。
認知症の人や介護するご家族等の不安と負担を軽減し、地域で安心して生活できる環境を整えることを目的としています。

どんな人が対象？

当事業の対象者は以下の全てに該当する人です。

- ①大津市内に住所を有する人
- ②大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業に登録されている人
- ③認知症の診断を受けている人
- ④病院等に入院していない人
- ⑤介護施設等に入所・入居していない人

損害賠償責任の補償って？

補償となるのは、被保険者が日常生活における偶発の事故により、第三者の身体又は財物に損害を与えた場合。

補償額の上限：個人賠償1億円

自己負担：なし

具体例

- ①自分の自転車と間違っ他人の自転車に乗ろうとし、鍵を壊してしまった。
- ②サロンに参加したときに、落ち着いて参加できず、相手を突き飛ばしてケガをさせた。



誰にとっても、いつでも気軽に外出できる社会を目指して…

どうやって申請するの？

申請は、長寿福祉課認知症施策推進室または各あんしん長寿相談所で受付ます。

申請には、大津市のホームページでダウンロードできる申請書と、認知症と診断されたことが分かる書類を提出します。(介護保険認定調査の主治医意見書がある方は申請書のみ提出)

利用申込は毎月20日を締切日とし、翌月から保険適用となります。

お気軽に下記担当までご連絡ください。

大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業って？

認知症等の原因により、行方不明となった高齢者等を早期に発見し、保護できるよう、行方不明になる可能性がある人と協力機関を事前に登録し、行方不明発生時には、協力機関に行方不明者の情報を発信します。
登録に関する費用は無料です。

情報配信する協力機関には、介護事業所や公共交通機関などが登録されています。

大津市 健康福祉部 長寿福祉課 認知症施策推進室

電話：077-528-2741

FAX：077-526-8382

メール：otsu1456@city.otsu.lg.jp